

# 平成21年度税制改正に関する租研意見

平成 20 年 8 月 31 日

社団法人 日 本 租 稅 研 究 協 会

## 目 次

I. はじめに .....	1
II. 税制改革の基本的視点 .....	2
III. 個人所得税 .....	4
IV. 相続税・贈与税 .....	5
V. 法人税 .....	6
VI. 国際課税 .....	8
VII. 消費税 .....	9
VIII. 地方税 .....	10
IX. その他 .....	12

# 平成21年度税制改正に関する租研意見

平成20年8月31日

社団法人 日本租税研究協会

会長 今井 敬

## I. はじめに

わが国は、世界的な原油等の資源価格高騰や米国のサブプライム・ローン問題等の影響を受け、戦後最長と言われた景気拡大に重大な転換点を迎えていた。今後、アメリカ経済や株式・為替市場、原油等の資源価格の動向等によっては、景気がさらに下振れするリスクが高まっている。

また、その一方で、国・地方は巨額の累積債務（平成20年度末には778兆円（当初予算））を抱えていることは周知のとおりである。現在の財政運営を続ければ累積債務はさらに増加し、将来世代への負担の先送りという世代間格差の問題を深刻化させるばかりか、財政の持続可能性への信頼を損ない、経済にも悪影響を及ぼすこととなる。わが国経済が持続的に安定した成長を続けるためには財政の健全化は避けて通れない喫緊の課題である。このため、平成18年「基本方針2006」が閣議決定され、財政再建の第一歩として、歳出歳入一体改革の実施により2011年度に国及び地方の基礎的財政収支の黒字化を目指して掲げ、平成19年度予算からその取組みが、開始されたばかりであることを忘れてはならない。

こうした課題に加えて、わが国は本格的な少子・高齢化社会の到来、経済活動のグローバル化の急激な進展と競争の激化、加えて地球環境問題への対応といった大きな環境変化に直面しており、これら大きな変化に的確に対応するための構造改革も喫緊の課題である。

景気対策、財政再建、構造改革という課題はときに相反する政策を必要とする場合もあり、また相互に政策効果を打ち消す可能性もあるため、わが国は当分の間困難な政策運営を強いられることになろう。このような状況下において重要なことは、政策の有効性、政策間のバランスと優先順位に留意しつつ、当面の課題と構造的な改革課題への対応を区分し、かつうまく調和させて着実に実施することである。昨今、格差の問題、後期高齢者医療制度の問題等がクローズアップされているが、その実態の検証や原因究明、政策の費用対効果の科学的分析が不十分なままに安易な財政支出を行うことは厳に慎むべきである。

政策の中心的な役割を担う税制においても、現下の経済情勢をにらみつつ、国民一人一人あるいは各企業がその活力を十分に發揮できる制度を構築する必要がある。そのためには、公平・中立・簡素といった租税の基本原則はもとより、経済のグローバル化等、社会経済環境の変化を見据え、今の時代にふさわしい税制を構築することが強く望まれている。

いまはまさに、消費税を含む税制の抜本的な改革の早期実現を図り、国民が安心して豊かな生活ができる基盤を作る大きな転換点にある。

当協会は、これまで税制改正に関する意見書の提出等を通して、望ましい税制の構築について提案を行ってきたところであり、制度改正に結びついたものも少なくない。

以上のような環境認識を踏まえて、ここに中長期的な改正を含めた平成21年度の税制改正について、当協会の意見をまとめた。

## II. 税制改革の基本的視点

税制改革の議論を進めるにあたり、①財政の現状は極めて厳しい状況にあるが、財政再建や今後の財政支出の増加については、安易な税負担の引上げではなく、まずは徹底した行財政改革を断行することにより対応すべきである、②市場メカニズムが機能する領域においては、政府は民間に委ねるとともに、一方で国民は自己責任原則を受入れ、「官から民へ」「効率的な政府」を目指すべきである、③その上で今後の政策の根幹を成す「消費税を含む税制の抜本的改革」については、早期に制度設計を国民に提示し、改革への道筋を付けるべきである、という基本認識に立つ必要がある。

### 1. 徹底した行財政改革と国民への説明責任

財政の健全化はわが国にとって最重要課題の一つである。また超高齢社会を迎えるわが国においてはそれを支えるための国民の負担増は避けられないと考える。しかし、それを安易に税負担の増加に結びつけることは避けるべきであり、何よりも国・地方を通じた徹底的な歳出改革を行うことが先決である。このことなくして国民に税負担増の理解を得ることは困難であろう。

少子高齢化、経済のグローバル化等の社会経済構造が大きく変化する中で生じている格差問題、経済活力強化等の諸課題に的確に対応できるシステムの構築が喫緊の課題であるが、こうした諸課題の解決には歳出等の税制以外の政策の方が有効な場合もあり、政策手段としての税制の役割と限界について検討する必要がある。

少子高齢化に伴う、社会保障費の増大については、今後国民に負担増を求める場合、保険料、自己負担、租税負担をどのように組み合わせていくかについて一定の方向性を提示することが求められる。

今後、政府・地方公共団体が徹底した歳出・歳入改革を進めるためには、国民への説明責任（アカンタビリティ）をこれまで以上に重視し、もって国民の理解と信頼を確保することが不可欠である。

その意味でも、道路特定財源の平成21年度からの一般財源化に際しては、一般財源とする必要性（課税の根拠）や暫定税率を含めた負担水準のあり方等について国民の理解が得られるよう十分な説明を求めたい。

### 2. 税制改革の視点

徹底した行財政改革努力を前提に、それでもなお税負担増が避けられないとすれば、新

しい時代にふさわしい税制によってそれを受けとめるべきである。そのためにも、将来目指すべき福祉水準の達成に向けた税制改革の具体的な道筋（消費税の税率引上げの時期と引き上げ幅等）を国民に提示すべきである。つまり、税制改革問題は、単に財政再建のためだけではなく、わが国の社会保障をはじめとする諸制度を今後とも持続させ、国民が安心して豊かな生活ができる基盤を前向きに作るためのものととらえるべきである。

本年6月27日に閣議決定された「基本方針2008」は、消費税を含む税体系の抜本的な改革について早期に実現を図るとしている。今後の税制改革は、財政構造改革の一環として、「安定財源の確保」と「経済活力の強化」をキーワードにあるべき税制を構築する必要がある。具体的には、経済活力の強化を重視し、所得、資産、消費についてバランスのとれた税体系を目指すべきである。更に、今後の税制改革に当たっては、国と地方の役割分担に応じた税源配分、地域間の財政力格差是正等の観点から、国税と地方税のあり方（消費税と地方消費税、法人税と地方法人2税等）についても総合的に検討を行う必要がある。

### 3. 経済活力の強化

財政健全化の推進に当たっては、経済活力の強化を通じた税源の育成とそれによる税収増加が重要な課題となる。また、少子高齢化の進行によって潜在成長率が弱まるとも言われているわが国において、経済停滞と負担増の「負のスパイラル」を回避するためにも、企業の競争力強化をはじめとして、経済主体のダイナミズムを強化しなくてはならない。そのためにも、国民一人一人あるいは企業がその能力を存分に発揮でき、努力する者が報われる税制の構築が必要である。特に、グローバル化の急速な進展によって国境を越えた企業活動が活発に行われるなか、国内外の投資環境の違いが、国内投資ひいてはわが国の経済活力に大きく影響することに留意すべきである。

### 4. 税制基本原則の徹底

どのような時代にあっても、税制は公平・中立・簡素という基本原則を満たさなくてはならないことは言うまでもない。特に、将来的に税負担が増加する場合には、税制の構築においては税の基本原則を踏まえたものでなくては、国民生活や企業活動に多大のダメージを与えることになり、国民に理解されえない。

なお、公平性や中立性を重視したとしても、適正な納税が行われなければ、これらの原則は実現できない。納税環境を整備し適正な納税を確保するためには、税務行政の充実と同時に、納税者にとって理解しやすく、納税事務や納税コストができるだけかかるないような税制の仕組みを構築することが必要である。そのためにも税制は可能なかぎり簡素なものでなくてはならず、これまで軽視されがちであった簡素の原則をより強力に追求する必要がある。

## 5. 地方税改革

地方分権社会において、地方財政の規律を強化するためには、行政サービスにおける受益と負担の運動を強める必要がある。そのためにも、地方税改革に当っては、地域行政サービスの費用をその受益者が広く負担する応益原則を明確にすべきである。現行の地方税制を見ると、法人課税については、法入住民税の法人税割や法人事業税（資本金1億円以下）の所得割等は応益負担といえるか疑問であるほか、それ以外の税目についても応益原則に照らして総点検を行い、応益に即した制度の再構築を行う必要がある。

また、地方法人2税の税収については、偏在度が高く地域間の財政力格差を生じさせていることから、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額相当分を地方法人特別譲与税として都道府県に譲与するという措置が抜本改革までの暫定措置として実施されることになっている。こうした暫定措置をいつまでも続けているわけにはいかず、抜本的な地方税改革の姿を早急に提示すべきである。

## III. 個人所得税

### 1. 負担の偏在是正

全体の納税者の内10%以下の税率が適用される者の割合は、わが国の場合約80%（平成19年度予算ベース）に達しており、アメリカ（27%）、イギリス（15%）、フランス（39%）に比べて高くなっている。このように、わが国の所得税は、負担が中高所得層に偏るという先進国でも特異な形態となっており、このことが中高所得層にとっての不公平感につながっている。

応能原則課税の見地から、低税率適用の所得 brackets 幅を縮小し、低税率適用階層のうち相対的に所得の多い納税者について税率の累進度を高めることにより税負担の見直しを図るべきである。

### 2. 高所得階層の公的年金控除の見直し

平成17年分所得から、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止が行われた。しかし、年金については拠出面では社会保険料控除によって、給付面では公的年金等控除によって、拠出・給付の両面で課税がなされないよう配慮されている実態は変わらない。年金課税については拠出時非課税・給付時課税の原則を取り入れるとともに、高齢者を一律に弱者と見なし優遇する制度は見直し、高所得者の公的年金等控除は早期に段階的に廃止すべきである。

### 3. 諸控除の見直し

#### 3-1. 所得控除

人的控除については、税負担の公平性、中立性、税制の簡素性の観点から、税額控除制度へ

の転換等を含めて見直すべきである。

扶養控除については、近年の急速な少子化の進行を踏まえ、子育て支援の要素を積極的に盛り込むべきだと言う主張もある。子育て支援策としての税制面での措置の効果を検証するとともに、児童手当、保育サービスの拡充等、税制以外の手段を総合的に考慮した上で、子育て支援の制度設計を急ぐべきである。

### 3－2. 給与所得控除

給与所得に適用される現行の給与所得控除は「勤務費用の概算控除」に加えて、被用者特有の事情に配慮した「他の所得との負担調整のための特別控除」の要素を含むものとしてみなされ、個々の被用者には特有の事情が存在するにもかかわらず、すべてに一定の方式を適用し、算定している。雇用や勤務の形態が多様化している今日、給与所得控除については、勤務の実態に即したものに変えていくとともに、職務上の経費として認められる特定支出控除の対象範囲の拡大によって申告の可能性を多くするなど、柔軟化を図る必要がある。

なお、給与所得控除の水準を引き下げる際には、給与所得者の理解を得るためにも、自営業者や農家等の所得補足を厳密に行うなど、職種間の税負担における公平性の確保をあわせて行わなければならない。

## 4. 金融所得課税の一元化

金融所得課税の一元化については、「貯蓄から投資へ」の政策を促進するため、政府税制調査会において金融所得間の課税方式の均衡化と金融所得間の損益通算の拡大を柱に検討され、その実施に向けた基本的な考え方が示された経緯がある。平成21年1月から、上場株式等の譲渡益・配当に対する軽減税率(10%)は、一部を除き廃止され20%の本則税率が適用されるとともに上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間で損益通算ができることとされた。こうした措置は金融所得課税一元化の完全実施への経過措置としてとらえるべきであり、日本経済の活性化、資本市場の育成等の見地から損益通算の範囲の拡大(株式譲渡損失と利子所得との損益通算等)について早急に結論を出すべきである。なお、金融所得課税一元化を完全に実施するためには、金融所得間の損益通算を的確に実施するための金融番号制度の導入が不可欠である。プライバシーへの配慮が重要なことは言うまでもないが、選択制の番号制度であることを考えるなら、一刻も早くその導入を実現すべきである。

## IV. 相続税・贈与税

### 1. 相続税と富の集中防止

近年地価下落等により、相続税の課税割合(課税対象被相続人数の死亡者総数に占める割合)は、4%程度となっている。格差問題がクローズアップされる中、富の集中防止という相続税の性格に照らし、基礎控除額(5,000万円に相続人1人当たり1,000万

円加算した額)を引下げることで課税割合を高めるべきと考える。

平成21年度税制改正において事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設し、この制度化にあわせて、相続税の課税方式を現在の法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に改めることを検討することとされている。この課税方式は、相続財産を取得した各個人について、その取得額に応じて課税するものであり、基礎控除も相続財産を取得した各個人単位で行われることになる。いずれにしても、課税方式を変更する場合には、富の集中防止という相続税の機能を合理的かつ適正に果たしうる制度設計をした上で、その変更理由や税収・課税人員に与える影響等について十分説明し、国民の理解を求めるべきである。

## 2. 相続時精算課税の要件緩和

平成15年度改正で、次世代への資産移転の時期の選択に関して中立性を確保すること等を目的として相続時精算課税が導入された。しかし、現行制度において相続時精算課税制度を選択できるのは財産の贈与者が65歳以上の親とされており、住宅取得等資金の贈与の場合には贈与者の年齢要件が除外され、特定同族株式等の贈与の場合には60歳以上とされたものの、次世代への移転時期の選択に対しての中立性を高めるという趣旨が十分なものとなっていない。年齢規定は不要と考えるが、少なくともこれを60歳以上に引き下げるべきである。

# V. 法人税

## 1. 企業活力を強化する税制の構築

経済のグローバル化と国際競争の激化の中で、わが国企業は生き残りをかけ国内市場に限らず、海外市場においても懸命に事業活動を展開しているところであり、その一連の事業活動が経済成長のエンジンとして十分機能を果たすことが、今後のわが国の少子高齢化社会を支えていく大きな前提となる。また、貯蓄率が低下する中で国内投資環境を国際的に魅力あるものとして外国からの投資を受け入れ、国内経済の活性化を図ることも必要となる。

近年における法人税の改正を見ると、平成10年度以降、法人税率の引下げと課税ベースの拡大をはじめとして、組織再編税制の創設、連結納税制度の創設、研究開発投資減税、会社法に対応した税制の整備、減価償却制度の見直し等企業活力強化の観点から大きな改正が行われてきた。しかし、グローバル化の急速な進展に対応していくためには、国際課税の分野を含め、残された課題も少なくなく、また既に実施された制度・対策についても、変化に即して適切かつ迅速に見直しを図る必要がある。

企業関連税制については、企業の国際競争力の維持・強化及び国内への資金流入促進の観点から、諸外国の税制と比べて調和のとれたものとしていくことが改革の基本である。

## 2. 法人実効税率の見直し

わが国の法人課税の実効税率は、アメリカの水準並の 40.69%（国税：27.89%、地方税：12.80%）となっている。しかし、ヨーロッパ諸国を見ると、イギリス 28.00%（平成 20 年 3 月まで 30.00%）、フランス 33.33%、ドイツ 29.83%（平成 19 年まで 38.65%）となっている。また、日本企業と競合する中国 25.00%（平成 19 年まで 33.00%）、韓国 27.5% 等アジア諸国と比べてもわが国の実効税率は相当高くなっている。財政収入において法人税が大きな役割を果たしていることは事実であるが、外国企業と同一の条件のもとで日本企業が競争を行えるようにするためにも、中期的に法人実効税率を引下げ、税率格差を解消するべきである。このことは、結果として国内への投資を呼び込み経済活力の強化を通じた税源の育成、とそれによる税収増加につながることとなり、一方で拡大しつつある「税の空洞化」の対策ともなる。

なお、企業活力強化にマイナスの影響を与える企業負担の問題については、法人税負担のみならず、社会保険料を含む企業の公的負担全体を視野に入れた改革が必要である。

## 3. 企業実務に配慮した税制措置

平成 10 年度の税制改正において、退職給与引当金や賞与引当金等の税制上の措置が縮減され、更に一連の会計ビックバンの一つである退職給付会計の導入、その後の減損会計や企業結合会計、時価会計の導入により企業会計・会社法と税制との間の乖離はますます広がっている。

経済活動がグローバル化する中で、わが国の会計基準も国際会計基準とのコンバージェンスの観点から見直されてきたところであり、この流れは更に加速化していくと考えられる。こうした中で、平成 19 年度改正では、減価償却、所有権移転外ファイナンス・リース、棚卸資産の評価等について、会計との調和を図る方向で改正がなされたところである。わが国の税制においては、今後とも、確定決算主義のもとで、こうした会計基準の変化に即応して会計との調和を図ることにより、企業の事務負担が過重とならないよう柔軟な対応を行うべきである。

## 4. その他

### 4-1. 連結納税制度等の見直し

連結をベースとした企業運営がより徹底される中で、連結納税制度の導入数は、未だ低い水準に留まっている。導入時に創設された連結付加税は廃止されたが、依然として連結納税制度の普及の障害になっている制度が存在する。租税回避手段につながらないことを担保した上で、①連結子会社の連結前欠損金の持込制限の緩和、②連結会社間の寄附金の損金不算入の廃止、③連結納税の開始に伴う資産の時価評価の除外要件の緩和等により企業運営実態に即した改善を行うべきである。

組織再編税制については、平成 19 年度の対応により、一段落したとの声は聞かれるが、

会社法制定後の取引実態等を踏まえた見直しの検討はなお必要である。

#### 4－2. 欠損金繰戻還付の復活等

法人税における欠損金の繰戻還付・繰越控除制度は、課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度である。現在、原則として適用が凍結されている欠損金の繰戻還付制度について凍結措置を解除するとともに、繰戻期間の延長を行うべきである。さらに、欠損金の繰越控除期間は平成16年度改正において5年から7年に延長されたものの、アメリカ(20年)やイギリス、ドイツ(ともに無制限)に比べると依然として短くなっている、これを延長すべきである。

#### 4－3. 受取配当の益金不算入の見直し

連結納税制度導入に伴って受取配当の益金不算入の圧縮が行われたが、二重課税防止の観点から、法人が受け取る配当については、関係法人に係る受取配当は勿論、関係法人以外の法人に係る受取配当についても、負債利子控除を撤廃の上、全額益金不算入とすべきである。

### VI. 國際課税

#### 1. 租税条約改正の推進

日米新租税条約(平成16年)、日英新租税条約(平成18年)が発効し、日豪新租税条約(平成20年)が署名され、その他の国についても政府において租税条約改正に向けた取り組みが行なわれていることは評価できる。経済のグローバル化が進展する中、経済交流の一層の拡大を図るためにには、このような租税条約は不可欠であり、他の租税条約についても、早急に改定すべきである。特に、経済関係が強まっているアジア諸国や今後投資交流の活発化が見込まれる国々との条約改正・締結交渉の推進を期待する。

#### 2. 国際課税制度の整備

##### 2－1. 海外子会社からの受取配当の国外所得免除制度

近年、日本企業の海外における収益が大幅に増大し、海外子会社の留保利益残高も平成18年度末には17兆円規模に達したといわれている。今後わが国経済の活性化を図るうえで、海外で稼得した利益を国内に還流させ、国内投資に向いていくことは重要である。税制もそうした観点から、海外子会社から受け取る配当については、国外所得免除制度を適用することを早急に実施すべきである。

##### 2－2. 外国税額控除制度の見直し

国際的な二重課税回避のための外国税額控除に関して、わが国は国別限度額方式や所得項目別限度額方式ではなく、一括限度額方式を採用しつつ、控除枠の彼我流用を防止する措置を講じているところである。日本企業の海外進出先が極めて多数に上っている状況下で国別限度額

方式や所得項目別限度方式を採用することは、納税者・課税当局双方にとって事務負担が膨大なものになるとともに、企業活動のグローバル化の推進の障害となるおそれがあることから、現行の一括限度額方式を維持すべきである。

国際的な二重課税をより的確に排除するため、昭和 63 年に 5 年から 3 年に短縮された控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間を延長すべきである。現在、間接外国税額控除の対象となる子会社は持株割合 25%以上の子会社となっているが、この持株割合の基準を先進諸外国並みの 10%以上に引き下げるべきである。また、平成 4 年に間接外国税額控除の対象範囲が外国孫会社に拡大されたものの、外国での企業活動実態から見て、曾孫会社まで拡大すべきである。

### 2－3. 移転価格課税の改善

移転価格課税については、納税猶予制度の創設（国税は平成 19 年度改正、地方税は 20 年度改正で創設）や運用の明確化を図るための事務運営指針の改正等制度・運用面での一部改善がなされたが、今後とも、移転価格課税の透明性や予測可能性を確保するなど、適正な運用に一層取り組むべきである。

また、国外関連取引を有する納税者は、APA（事前確認制度）を利用することにより、移転価格課税リスクを事前に回避することができることとされているが、実際には相互協議により二国間で事前確認が合意されない限り完全な紛争処理とはならない。近年においては、国税局の APA 審査担当者の大幅な増員が図られてきているが、個別の案件を迅速に処理するためにも、引き続き相互協議体制の強化を進めるべきである。

### 2－4. 外国子会社合算税制

外国子会社合算税制は、軽課税国を利用した税負担の不当な軽減防止を目的とするものである。しかし、軽課税国の現行の判定基準である法人実効税率 25%を適用した場合、中国、シンガポール、イスラエル、台湾といった国も軽課税国として認定されてしまう。法人税率引下げが国際的な潮流である中、経済実体を持って活動している企業に制約を加えないようにするために、軽課税国の判定基準を現行の法人実効税率 25%以下から少なくとも 20%以下に引き下げるべきである。

## VII. 消費税

### 1. 安定的かつバランスの取れた税体系における位置付け

今後高齢化の進行とともに増加することが確実な社会保障歳出に対応するためには安定的な財源を確保する必要がある。徹底した行財政改革を行ったうえでなお財源が不足するときには、安定的でバランスのとれた税体系を実現するためにも消費税の重要性は増すと考えられる。しかし、税率引上げに際しては、国民の十分な理解が不可欠であり、そのためにも消費税の仕組みの改善、使途、逆進性への対応など、制度設計を早急に行い、国民的議論の俎上に

乗せる必要がある。

## 2. 公平性・透明性の向上

平成15年度税制改正において、事業者免税点の引下げ、簡易課税制度の適用上限の引下げ、総額表示の義務付け等の改正が行われたところであり、税の透明性・公正性は高まったと考えられるが、今後もさらに、簡易課税制度の見直し等仕組みの改善を行うべきである。

わが国の消費税は、取引慣行や納税者、税務関係者の事務負担に配慮した結果、帳簿方式が採用され、各事業者が税務署に納める税額は帳簿に基づいて計算されることになっているが、今後の税率引上げに当たっては、消費税額の正確な計算のためにも、納税義務者の事務負担に十分配慮したうえで、インボイス方式への移行を検討すべきである。

## 3. 消費税の使途

消費税の使途を社会保障等の福祉目的に限定することは、消費税の税率引き上げについての国民の理解を得やすくすると考えられる。しかし一方で、目的税化は財政の硬直化につながる可能性があること、また、今後、社会保障以外の分野でも消費税の役割が増大すること等を考えるなら、一般財源としての消費税を維持することの意義は大きい。これらの点に留意し、消費税の使途について徹底した議論を行うべきである。

## 4. 複数税率

消費税率の引上げに際しては「逆進性緩和策が必要」とする考えがある。しかし、消費に広く薄く負担を求ることによって、税の中立性や簡素性を強化するという消費税導入の目的を踏まえるならば、本来、複数税率制の採用には慎重であるべきと考える。軽減税率の採用によって所与の税収を得るために標準税率を高めなくてはならないことも考えれば、逆進性緩和策としては複数税率のみではなく、低所得階層への配慮として、社会保障などの歳出面での措置も含め検討すべきである。

# VIII. 地方税

## 1. 住民税

企業に対する応益課税的なものは別として、法人住民税については国税への移譲を含めた検討を行うべきであり、当面、欠損金の繰戻し還付制度、外国税額控除の控除未済額の還付制度、連結納税制度の適用について、技術的側面も含めて検討する必要がある。個人住民税については、所得割の比例税率化によって応益課税としての性格をより強く持つものとなったが、今後さらに拡充を目指すべきである。とくに個人住民税均等割については、地方財政支出が増大したにもかかわらず均等割税率の引き上げは小幅であったために、その役割がきわめて限られたものになっていることから、「負担分担」の原則を強化するためにも、税率の引き上げが必要である。

## 2. 事業税

企業に対する応益課税であるとして、法人事業税において外形標準課税が一部導入されたものの、不十分である。現行の外形標準課税制度は、課税法人を資本金1億円超としたために、適用対象は大企業に限られている。行政サービスを受益している企業が応分の負担をするという応益課税の観点から、一定の配慮を行った上で、中小法人にも適用対象を拡大すべきである。

また、導入された外形標準課税は所得割、付加価値割、資本割が併用されるなど、仕組みが複雑であり、税制の基本である簡素化に照らして検討を行う必要がある。特に、付加価値割の仕組みは複雑であることから、各企業の実務上の体験を踏まえ、計算の簡素化や申告書類の整理などの合理化が必要である。なお、特定業種に適用されている収入金額基準については、そのあり方を検討すべきである。

## 3. 固定資産税

固定資産税については、地価が下落している中にあって負担が上昇するという問題点に対処するため、平成9年度以降、負担水準の均衡化を基本とした調整措置が講じられるようになり、一定の負担水準に達した土地については地価が下落すれば税額も引き下げられるようになっている。しかし、その調整措置が緩やかであるため、依然として、特に大都市・臨海工業都市において税負担は高水準にあり、地域間に負担水準の大きな隔たりが存在する。

なお、平成21年度は固定資産税等の課税標準の基準年度に当たっていることから、商業地等の固定資産税等の負担水準の高い地方公共団体は、負担水準の上限を60%に引き下げることを決定すべきである。

また、住宅用地と業務用地との間の負担水準にも極めて大きな格差が存在している。今後の固定資産税の負担については、負担水準の状況、行政サービスや財政の状況等を踏まえた上で、住宅用地に適用されている課税標準の特例の見直しなど、さらなる適正化措置を講ずる必要がある。

家屋の課税価格は現在、いわゆる再建築価格方式によって算定されているが、この事務を執行するためには多大な事務量が必要である。一方、納税者にとっても算定の仕組みが分かりにくくなっている。事務量の大幅削減による行政の効率化と評価の客觀性の観点から、家屋の評価を取得原価に改めるなど、評価方式について検討すべきである。当面の見直しとして、経年減価補正率が実態に比して低く、老朽化の実態や処分価格に基づき、補正期間、補正率を是正する必要がある。

固定資産税については、応益性を根拠として課税されてはいるものの、償却資産の大小と市町村の行政サービスとの間の関連性は希薄である。また、償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性格を有していること、税負担が特定の設備型産業に偏重しており、国際的に見ても償却資産への課税は極めて異例である。固定資産税償却資産については、課税対象の段階的縮小・廃止を含めて検討する必要があると考える。

#### **4. 事業所税**

事業所税は、人口 30 万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税である。しかし、昭和 50 年の創設時と比べて大都市の行政課題が変化していること等を考えるなら、地方税における応益企業課税全体の抜本的改革の中で存廃を含めて見直すべきである。

#### **5. 法定外税と超過課税**

法定外税は地方の課税自主権の具体的な行使であるが、多くは法人を対象とするなど、「取りやすいところから取る」傾向が見られる。法定外税の創設に当たっては、課税の恣意性を排除し公平性を確保するためにも、真に税の性格を有するものに限定するとともに、納税者との間での徹底した議論に基づいた「インフォームド・コンセント(説明と合意)」も不可欠である。標準税率を上回って課税する、いわゆる超過課税についても、法人住民税、法人事業税、固定資産税(企業分)が中心であり、個人住民税に対する超過課税は水源環境保全などの目的で一部の地方公共団体が実施しているにすぎない。個人にとって負担感のない超過課税に依存することは、安易な行財政運営に結びつくことに留意すべきである。恒常化している超過課税については廃止すべきである。

#### **6. 税目と申告・納税方法の見直し**

地方分権社会においては地方税の役割が大きくなるだけに、納税者の理解を得るためにも、税制および申告を含めた納税方法の簡素化の重要性は増大する。

現行地方税制度は、都道府県、市町村とともに多くの税目によって構成されているが、長期的には全体の税収を確保しつつ、課税標準が重複する税目の統合や零細税目の廃止を検討する必要がある。また、企業等の事業活動が広域化し、かつ多様化している点を考慮すると、地方公共団体ごとに納税事務を行うことは煩雑であり、事務負担も大きくなる。そこで納税手続きの簡素化の見地から、本店所在地又は県単位での一括申告・納税制度を早急に検討すべきと考える。

近年、地方税における徴収率が低下しており、このことが地方税負担における公平性を損ない、地方自治を根幹から揺るがしかねない。地方における税務行政を強化するために、複数地方公共団体の協力による徴税の広域化や、民間委託を推進すべきである。

### **IX. その他**

#### **1. 印紙税の見直し**

印紙税は経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書(領収書)などの文書に課税される。従って紙面では印紙税の課税対象となる内容であっても、インターネット上の電子商取引やデータによる電子書類は紙などの文書とは認められず、印紙税の課税対象とはならない。イ

ンターネット販売の一般化など、経済取引のペーパーレス化が進行する中で、こうした課税上のアンバランスはますます大きくなっており、廃止も視野に入れた見直しが必要である。

## 2. 道路特定財源

揮発油税、自動車重量税等の道路特定財源は、受益者負担の観点から自動車ユーザーが道路整備財源を負担することを目的としたものであるが、長年にわたり暫定税率が上乗せされてきた。道路特定財源等に関する基本方針（平成20年5月13日閣議決定）においては、道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し平成21年度から一般財源化するとともに、暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、今年の税制抜本改革時に検討することとされている。来年度において一般財源化が実施される場合には、一般財源とする必要性（課税の根拠）や暫定税率を含めた負担水準のあり方等について国民の理解が得られるよう十分説明すべきである。

## 3. 環境問題と税制

地球温暖化問題に対しては、まず、国民的規模での自主的・主体的な取り組みを促すとともに、京都メカニズム（CDM,JI等）等の措置を積極的に活用すべきである。環境政策分野における財政の対応としては、歳出面における環境対策費の位置付けを明確にした上で、既存エネルギー関連税制を含めた税制のあり方について、環境保全に対する効果、経済に与える影響、国際的な動向等の総合的な観点からの検討が必要であり、国民の理解が充分に得られぬまま、安易に、特定の政策分野に税制を活用することには慎重を要する。

一方、自動車税のグリーン化は、平成20年度改正で2年間延長されたが、現在、グリーン化措置が規定されていない自動車重量税、軽自動車税の他、電気製品、住宅等についても横断的にグリーン化措置を早急に拡大することにより、省エネの推進と省エネ技術の向上を推し進めるべきである。

また、地球温暖化対策、環境改善及びその技術革新に係る投資、研究開発費等への優遇税制を創設し、更なる省エネの推進と省エネ技術の向上を図るべきである。

## 4. 納税環境の整備

### 4-1. 納税者番号制の導入

安定的な財源確保が求められる中で課税の公平性を確保することは重要な課題であり、その実現のためには、納税者番号制度の導入は不可欠である。

納税者番号制度の導入にあたってはプライバシーの保護に十分配慮する必要があり、特に、個人の全ての所得や資産等に関する情報を高度に電子化し集積することに対し、セキュリティ面での厳重な監視が必要である。

こうした面の法的・技術的な対策を確保したうえで、納税者番号制度導入がもたらす公平で

適正な課税推進の意義や税務行政上の機械化、効率化の効果を十分に説明し、納税者の理解と支持のもと、早急に導入に向けた整備が進むことを期待する。

#### 4－2. 申告・納税手続の電子化

電子申告・納税制度は国税では整備されたが、地方税では、都道府県では運用されているものの、一般市区町村ではほとんど未整備であり、納税者の期待に十分答えられていない。地方税の電子申告・納税制度についても、早急に全国的に統一されたシステムによって整備されることを期待する。なお、電子化を推進するためにはその前提となる住基カード等の普及・拡大を図るとともに電子認証手続を含めた電子申告・納税手続きの簡素化が必要である。